

# つちはし事務所通信

5

May  
2013



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2013年5月1日

## 最新情報

雇用者を1人増やすごとに40万円の税額控除を受けられます!

適用年度中(平成25年4月1日~平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)に、雇用者数を5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主は、法人税(個人事業主の場合は所得税)の税額控除の適用が受けられる制度があります。

その控除額が、今年4月より、「雇用者一人につき20万円」から「雇用者一人につき40万円の税額控除」と増額されました。

※ただし、当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度です。



### ●対象となる事業主の要件●

#### ■青色申告書を提出する事業主であること

#### ■適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者 ※ がないこと

※雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

#### ■適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加 ※2させていること

※1 中小企業とは以下のいずれかを指します。

・資本金1億円以下の法人

・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人

※2 雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

#### ■適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額 ※ 以上であること

※ 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

#### ■風俗営業等 ※を営む事業主ではないこと

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

### ●適用の要件●

■適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

利益の出ている会社にとっては、1人40万円の税額控除は大きいものです。今年、すでに複数名の採用が決まっている場合は、ご相談いただけたらと思います。雇用促進計画作成代行も承ります。

## 最新情報

# 障害者の法定雇用率が引き上げになります！！

### 障害者雇用率とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけているものです。すべての事業主が、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わっています。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	<b>2.0%</b>
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

### 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わりました。また、その事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません

### 障害者雇用納付金制度とは…

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体として障害者の雇用水準を引き上げることが目的に、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、奨励金を支給します。

- 納付金の徴収 … 不足1人当たり月額5万円
- 調整金の支給 … 超過1人当たり月額2万7千円

障害者雇用納付金制度が適用される企業は、常用労働者200人超の企業です。

※平成27年4月より常用労働者100人超となる。常用労働者200人超300人以下の事業主は平成27年6月まで、常用労働者100人超200人以下の事業主は平成27年4月から平成32年3月まで納付金が4万円に減額される。

### ～「もらい忘れ」の障害年金はありませんか？～

「人工透析に週3日通っている」「心臓にペースメーカーを入れている」…このような場合、障害年金受給の可能性がります。障害年金は、老齢年金と同じ公的年金ですが、65歳に達していなくても認定基準の要件に該当すれば受給することができます。しかし、請求しなければ受給することができませんし、申請手続き・認定基準の複雑さから多くの請求もれがあるのが現状です。ご不明な点等ありましたら、お気軽につちはし事務所までお問い合わせください。

### あとがき◆つちはし事務所より

☆先月は、若者1人雇うだけで400万以上の助成金がもらえるかもしれない制度(若者チャレンジ奨励金)を紹介しましたが、今度は雇用者を一人増やすごとに40万円の税額控除が受けられる「雇用促進税制」のご紹介です。こちらは、若い人でなくても、誰でもOK。ただし人数が1割以上増えることが条件です。これから人が増える予定の事務所は、2つの制度を一緒に考えてみてはいかがでしょうか。なお、この税額控除を受けるには、まず事業年度の初日から2ヶ月以内に雇用促進計画をたてて、税務署ではなく、ハローワークの担当部署に提出する事になります。ハローワークが窓口なので、税務であっても社労士がお役に立ちます。つちはし事務所でも、雇用促進税制の手続きを承っております。興味があれば、お問い合わせください。

☆「年金は年を取らないともらえない」、「障害年金は、事故などで体が不自由になった方の制度」というふうに考えていませんか？ 障害年金は事故や病気で日常生活に支障がある人について支給される制度です。腎臓病や、心臓病などの内蔵疾患、うつ病などの精神疾患でも障害年金の受給に結びつく可能性があります。お近くの方に、年金の貰い忘れがないかどうか、今一度ご確認くださいませ。

